

平成 25 年 10 月 18 日

各 位

大 阪 市

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて

消費税法、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、改正後の消費税及び地方消費税の税率が 8%になります。

ただし、改正消費税法において、施行日以後に行われる資産の譲渡等のうち、一定のものについては、改正前の税率 5%を適用することとするなどの経過措置を設けられていることから、大阪市における取扱いを定めましたので、お知らせします。

記

1 基本方針

平成 25 年度に契約締結を行う案件については、新消費税率 8%が適用される契約の場合であっても現行の消費税率 5%で契約締結するものとし、平成 26 年 4 月 1 日以降、速やかに契約変更により消費税の増額分について契約金額の変更を行うこととします。

2 平成 25 年度中に契約締結する案件について

(1) 入札公告

平成 25 年度中に契約締結を行う案件については、現行の消費税率 5%で入札公告を行います。ただし、新消費税率 8%の適用対象となる契約案件については、入札公告時に『平成 26 年 4 月 1 日以降、新消費税率 8%の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。』旨を明記します。

(2) 入札

平成 25 年度中に執行する大阪市における入札の予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「予定価格等」という。）にあつては、現行の消費税率 5%で積算し設定しています。入札に参加される際は、入札書に消費税法及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載してください。

(3) 契約締結

平成25年度の契約締結にあっては、現行の消費税率5%で契約を行い、新消費税率8%が適用される契約については、契約約款に変更契約を行う旨の附則を設けることとします。

3 平成25年度に入札を行い、平成26年4月1日以降に契約締結する案件について

(1) 入札公告

平成25年度中に入札を行う案件については、現行の消費税率5%で入札公告を行います。ただし、契約締結時には、新消費税率8%での契約となります。

(2) 入札

平成25年度中に執行する入札の本市における予定価格等にあっては、現行の消費税率5%で積算し設定しています。入札に参加される際は、入札書に消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。

(3) 契約締結

平成26年度の契約締結にあっては、契約締結時に新消費税率8%で契約締結を行うこととします。

お問い合わせ先 大阪市契約管財局契約部契約制度課 電話番号 06-4395-7141
--